第二十七条の見出し及び第一項中「及び財政投融資調査官」を「、財政投融資調査官及び財務企画調整官」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　財務企画調整官は、命を受けて、財政投融資総括課の所掌事務のうち財政投融資特別会計の適切な管理のための方針についての企画及び立案、並びにその方針に基づく措置の実施に関する事務を処理する。

第二十九条の見出し中「国有財産調整官」及び第一項中「国有財産調整官一人、」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第百八十五条を次のように改める。

第百八十五条　削除

第百九十条の五第一項中「二人以内を」の下に「、近畿財務局に、統括証券取引審査官一人を」を加える。

第百九十一条第一項中「二十三人」を「二十五人」に、「二百六人」を「二百四人」に改める。

第百九十一条の二第一項中「四十九人」を「四十七人」に、「三十五人」を「三十四人」に改める。

第百九十二条第一項中「三十八人」を「三十六人」に改める。

第百九十三条第一項中「百七十七人」を「百七十六人」に改める。

第二百一条第一項の表近畿財務局の項を削り、同表財務局名の欄中「関東財務局」を「関東財務局（近畿財務局）」に改める。

第二百二条第四項中「関東財務局」の下に「及び近畿財務局」を加え、同条第五項を削る。

第二百六条を次のように改める。

第二百六条　業務管理課は、第二百二条第二項第二号、第三号及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

2　関東財務局の業務管理課は、前項に規定する事務のほか、財務局又は福岡財務支局の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関する事務のうち財務局長の指定するものをつかさどる。

第二百七条を次のように改める。

第二百七条　削除

第二百十四条第一項中「関東財務局」の下に「及び近畿財務局」を加える。

第二百十五条第一項中「業務管理課」を「関東財務局の業務管理課」に改め、同条第二項中「第二百六条第一号に掲げる」を「第二百六条第二項に規定する」に改める。

第二百十五条の二第一項を次のように改める。

関東財務局の業務管理課に、上席業務管理官二人以内を、近畿財務局の業務管理課に、上席業務管理官一人を、関東財務局の業務管理課に、業務管理官三人以内を、近畿財務局の業務管理課に、業務管理官二人以内を置く。

第二百十五条の二第二項及び第三項中「第二百六条第二号に掲げる」を「第二百六条第一項に規定する」に改める。

第二百十五条の三第一項中「四十二人」を「四十一人」に改める。

第二百十六条第二項中「関東財務局の理財部に、統括証券監査官三人以内（うち二人は、その管轄区域を東京都とする。）、検査指導官及び金融調整官それぞれ一人」を「関東財務局の理財部に、統括証券監査官三人以内（うち二人は、その管轄区域を東京都とする。）、検査指導官一人及び金融調整官二人以内」に改める。

第二百十八条第一項中「次に掲げる事務」の下に「（統括証券監査官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第一号中「記名国債証券の交付」を「国債」に改める。

第二百二十八条第一項中「二百二十五人」を「二百十三人」に改める。

第二百三十一条第一項中「六十二人」を「六十一人」に改める。

第二百三十二条第一項中「六十三人」を「六十五人」に、「五百九十六人」を「五百九十八人」に改める。

第二百三十四条第一項中「百五十五人」を「百五十八人」に、「三百三人」を「二百九十六人」に改める。

第二百三十五条第二項中「統括国有財産監査官二人以内を」を「統括国有財産監査官三人以内を」に、「宿舎技術調整官一人、統括国有財産管理官四人以内」を「統括国有財産管理官六人以内」に改める。

第二百三十八条第二項中「東海財務局」の下に「、近畿財務局」を加え、同条第三項を削る。

第二百五十条第一項中「九十七人」を「百四人」に、「二百十人」を「二百十七人」に改める。

第二百五十一条第一項中「三人」を「四人」に、「北海道財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産監査官それぞれ二人以内を」を「近畿財務局の管財部に、上席国有財産監査官三人以内を、北海道財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産監査官それぞれ二人以内を」に、「百二十九人」を「百四十二人」に改める。

第二百五十三条第五号中「記名国債証券の交付」を「国債」に改める。

第二百五十五条第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、東京財務事務所にあっては、理財課に代え、理財第一課、理財第二課、理財第三課、理財第四課、理財第五課及び理財第六課を置き、新潟財務事務所にあっては、理財課に代え、理財第一課及び理財第二課を置き、帯広財務事務所にあっては、理財課を置かない。

第二百五十五条第四項中「水戸財務事務所、宇都宮財務事務所及び京都財務事務所に、統括国有財産管理官二人」を「京都財務事務所に、統括国有財産管理官二人」に、「静岡財務事務所及び津財務事務所」を「水戸財務事務所及び宇都宮財務事務所」に改める。

第二百五十七条第五号中「記名国債証券の交付」を「国債」に改め、同条に次の一項を加える。

2　帯広財務事務所の財務課は、前項各号に掲げる事務のほか、次条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

第二百六十一条第四項中「第二項の規定にかかわらず、小樽出張所及び北見出張所にあっては、財務局の所掌事務のうち同項各号に掲げる事務のほか」を「小樽出張所及び北見出張所は、第二項各号に掲げる事務のほか、財務局の所掌事務のうち」に改め、同項第五号中「記名国債証券の交付」を「国債」に改める。

第二百八十五条第一項中「百五人」を「百一人」に改める。

第二百九十六条第一項中「及び長崎税関」を削る。

第二百九十六条第一項中「密輸対策管理官三人以内」を「、密輸対策管理官三人以内」に、「密輸対策管理官二人以内」を「、密輸対策管理官二人以内」に、「、門司税関及び長崎税関」を「及び門司税関」に改める。

第二百九十七条第一項中「五人」を「六人」に改める。

第二百九十八条第一項中「五百六十八人」を「五百六十七人」に改める。

第二百九十九条第一項中「六十二人」を「六十四人」に改める。

第三百一条第三項の表東京税関の項中「十八人」を「二十四人」に改め、同表名古屋税関の項中「七人」を「八人」に改め、同表神戸税関の項中「五人」を「六人」に改め、同表合計の項中「五十六人」を「六十四人」に改める。

第三百五条第一項中「十九人」を「二十人」に改める。

第三百十七条第一項中「関税鑑査官四人」を「関税鑑査官五人」に改める。

第三百十九条の二第一項中「横浜税関」の下に「、名古屋税関」を加え、「函館税関」を「函館税関、名古屋税関」に改める。

第三百二十条第一項中「七人以内を」を「八人以内を、神戸税関の業務部に、知的財産調査官二人以内を」に改め、「大阪税関、神戸税関」を「大阪税関」に改める。

第三百二十一条第一項中「二百五十六人」を「二百九十人」に改める。

第三百二十二条第一項中「百十三人」を「百二十人」に改める。

第三百二十四条第三項の表東京税関の項中「十一人」を「十二人」に改め、同表名古屋税関の項特別関税調査官の欄中「三人」を「四人」に改め、同表合計の項中「三十二人」を「三十三人」に、「四十二人」を「四十三人」に改める。

第三百三十八条第一項中「百九十一人」を「二百二人」に改める。

第三百七十五条第一項中「二十三人」を「二十五人」に改める。

第三百七十六条第一項中「十人」を「九人」に改める。

第三百七十八条第一項中「十一人」を「十人」に改める。